

札幌市屋外広告物安全管理指針

第1 趣旨

この管理指針は、本市域内において広告物又は広告物を掲出する物件(以下「広告物等」という。)を表示し、又は設置している者(以下「設置者」という。)若しくは当該広告物等を管理する者(以下「管理者」という。)が広告物等の適切な維持管理を責任をもって自主的に行い、広告物等の安全性を確保し、もって札幌市屋外広告物条例(以下「条例」という。)第1条に規定されている「公衆に対する危害の防止」を図ることを目的とする。

第2 適用の範囲

この管理指針は、広告物等のうち札幌市屋外広告物条例施行規則(以下「規則」という。)第2条第2項に規定する広告物を対象とする。

第3 点検の実施

設置者又は管理者は**広告物等の種類、設置年数及び設置状況に応じて**、下記のとおり点検を行うものとする。

- 1 広告物等が材料の劣化、錆の発生等により構成部材が破損し、又は落下するなどして公衆に対して危害を与えることのないよう、実効性のある安全点検を行わなければならない。
- 2 点検は**外側の目視だけではなく、内部の腐食等の確認その他**広告物等の状態を正確に把握する方法により行わなければならない。
- 3 点検に際しては、規則第4条第1項(様式3)の広告物等安全点検報告書を参考に、広告物等の形状等により点検項目を適宜増減して点検を行わなければならない。
- 4 **条例第3条第4項の規定による許可を受ける際の点検に加え**、広告物等を良好な状態に保つため**日常的に**点検を実施しなければならない。
- 5 **天候の急激な変化又は地震等の災害の発生が予測される場合及び発生した場合に**、広告物等の安全性に影響が及ぶおそれがあると認められるときは、直ちに点検を実施しなければならない。

第4 危害防止の措置

設置者又は管理者は下記の通り危害防止の措置を講じるものとする。

- 1 点検の結果、当該広告物等について公衆に対し危害を及ぼすおそれが生じるものと認められるときは、設置者及び管理者は協力して、広告物等の状態に応じて、直ちに補修、改修及び撤去その他必要な措置を講じなければならない。
- 2 **設置後、長期間経過し、老朽化が認められる広告物等については、大規模改修又は撤去を検討しなければならない。**

第5 点検結果の保管

設置者又は管理者は点検を実施した場合、実施状況がわかる書類又はその他必要と認める書類等とともに保管**しなければならない。**

また、設置者と管理者は点検結果を共有**しなければならない。**